

平成 19 年 1 月

長官官房政策評価官

特別損失補償算定基準について(通達)の概要

1 趣 旨

防衛庁の省移行に伴い、これまで内閣府通達で規定していた特別損失補償算定基準について、新たに防衛庁通達を制定するもの。

2 概 要

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律に基づく損失補償額の決定等に関する訓令(平成 18 年防衛庁訓令第 112 号)第 2 号の規定に基づき、防衛施設庁長官が損失補償額を決定等する場合の算定基準を定める。

3 施行期日

平成 19 年 1 月 9 日